

神戸市工事請負指名基準要綱

平成6年6月15日 市長決定
最終改正 令和7.3.29

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、工事請負契約に係る入札参加者を指名する際の指名基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格 規則第15条において準用する規則第3条に規定する資格
- (2) 入札参加資格者 前号の資格を有する者
- (3) 地元業者 本店を市内に有する者
- (4) 準地元業者 本店を市内に有する者を除く、営業中の支店・営業所を市内に有する者

(等級による指名)

第3条 市長は、神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（平成20年3月17日行財政局長決定。以下「格付要領」という。）第3条各号に掲げる業種の工事については、格付要領別表1に掲げる当該工事の予定価格に対応する等級に属する入札参加資格者の中から指名するものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する等級の直近の上位又は下位の等級に属する入札参加資格者の中から指名することができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する等級の2等級下位の等級に属する入札参加資格者のうち、工事成績が特に優秀な者を指名することができる。
- 4 市長は、第1項の工事が特に緊急を要するものであるとき又は特別の技術を要するものであるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する等級の2等級以上上位の等級に属する入札参加資格者を指名することができる。

(等級によらない指名)

第4条 市長は、格付要領第3条各号に掲げる業種以外の工事については、当該業種を希望している入札参加資格者の中から指名するものとする。

(指名にあたり考慮する事項等)

第5条 前2条の規定によるほか、市長は、地元中小業者の育成の観点から、工事内容の許す限り地元業者を優先して指名するものとし、地元業者で競争性が確保できないとき又は指名できないときは準地元業者の中から指名し、地元業者及び準地元業者で競争性が確保できないとき又は指名できないときはその他の業者の中から指名するものとする。

- 2 市長は、次に掲げる事項に留意し、特定の業者に指名が偏らないよう指名するものとする。
 - (1) 不誠実な行為の有無
 - (2) 経営状況その他の信用状態
 - (3) 工事成績
 - (4) 当該工事に対する地理的条件
 - (5) 手持ち工事の状況
 - (6) 当該工事施工についての技術的適性
 - (7) 安全管理の状況
 - (8) 労働福祉の状況
 - (9) 資本関係・人的関係
 - (10) 指名及び受注の状況
 - (11) その他当該工事の性質又は目的により特に必要がある事項
- 3 前2項の規定により指名する者の数は、原則として20者以内とする。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局長が定める。

施行：平成6.7.1 改正施行：平成9.4.1，平成10.4.1，平成12.4.1，平成13.7.16，平成14.4.1，平成17.4.1，平成18.4.1，平成19.4.1，平成20.4.1，令和7.4.1